

今月のHOTニュース

日頃からの備えと災害時の対応

地震が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが大切です。そこで、日頃からの備えと災害時の対応についてご紹介しますので、防災の参考にしてはいかがでしょうか。

日頃からの備え（地震が起きる前）

■家族で話し合しましょう

- ◆災害発生時の役割分担、具体的な行動手順を決めておく。
- ◆安否確認の方法、集合場所や共通の連絡先を複数決めておく。
- ◆治療を受けている人は、災害発生時の避難方法や救急対応について、かかりつけの医師や医療機関などと相談し、対応を決めておく。

■家屋の安全を確認しましょう

- ◆ハザードマップなどで、自宅のある地域の災害危険度を確認する。
- ◆自宅の耐震構造が建築基準法に適合しているかどうか確認する。耐震診断については、区市町村の相談窓口を活用する。
- ◆門柱やブロック塀についても耐震性を確認する。

■部屋の安全を点検しましょう

- ◆転倒のおそれのある家具や家電製品を固定する。
- ◆収納は、重いものは下へ、軽いものは上へ、扉はストッパーで固定する。
- ◆ガラスの飛散防止用のフィルム等を貼る。
- ◆飛散物で歩けなくなることも想定し、身近にスリッパ、運動靴、軍手などを用意する。
- ◆「非常持ち出し品」は、常に持ち出し易い場所に用意する。
- ◆出入り口は、いつも整理整頓しておく。



■避難経路図を作成・確認しましょう

- ◆避難する「避難場所・避難所」がどこにあるのか確かめる。
- ◆実際に避難場所・避難所まで歩いてみる。
- ◆狭い道は倒壊物などで通れなくなることがあるので、広い道路を選ぶ。また、複数の経路を用意する。
- ◆ブロック塀、橋、階段など危険と思われる箇所を確かめる。
- ◆交番、役所、消防署、病院などの重要な施設を確かめる。

■緊急連絡カードを作成しましょう

- ◆災害発生時には混乱し、冷静な行動が取りにくくなるため、いざという時に必要な事柄を事前にまとめておく。
- ◆普段処方されている薬の種類や量、服用方法を記入する。
- ◆医療的な対応に必要な事柄を記入する。（治療、ケア、配慮点、食事など。）
- ◆介助や介護に配慮やコツが必要な場合には、誰にでも分かるように、具体的に記入をしておきましょう。食事、排泄、入浴など。

■非常持ち出し品を準備しましょう

- ◆最低でも、食料と飲料水を用意しておく。食料はかさばらない保存食等を選ぶ。
- ◆薬を服用している人は、3日分程度の薬を備えておく。
- ◆避難に介助が必要な方は、介助者や救援者に分かりやすい場所に置いておく。



■地域との交流を図りましょう

- ◆町内会などの活動、自主防災組織の訓練等に積極的に参加するなど、地域との交流を深める。
- ◆お年寄りや障害のある方も、普段から防災活動に参加することにより、自分に行動の制限があることを地域の方に理解してもらう。いざというときには、援助をお願いできる関係を築く。

災害時の対応（地震が起きたその時から）

■自分の身を守りましょう

- ◆落下物、家具の転倒等から身を守る。特に、頭を保護する。
- ◆座る、這うなど姿勢を低くして、何かにつかまる。
- ◆家具からはなれ、テーブルの下に入る。
- ◆火の始末をする。
- ◆火を消せなかった場合には、大きな揺れがおさまってから消す。

■待機しましょう

- ◆ガスの元栓を閉める。
- ◆安全確認ができるまで、火気は使用しない。
- ◆電気器具類のスイッチには触らない。（漏れたガスに引火する可能性があります。）
- ◆水道が使える場合には、断水に備えて風呂などに水を貯めておく。
- ◆テレビ、ラジオをつけて、災害の情報を得る。
- ◆非常持ち出し品をすぐに使えるようにしておく。



■助けを呼びましょう

- ◆家に閉じ込められた時は、大声で叫ぶ、笛を吹く、ドアや物を叩くなどして、閉じ込められていることを周りに伝える。

■避難しましょう

- ◆すぐに避難することが必要となるのは、次の場合です。
 - ・火災が発生し、消火が難しい場合（煙を吸い込まないように姿勢を低くし、タオルなどを口に当てる。）
 - ・建物が傾いている場合
 - ・避難指示、避難勧告が発表された場合（テレビ、ラジオ、防災スピーカー、防災無線、広報車で周知されます。）
- ◆落下物や散らばっているガラスに十分注意する。
- ◆非常袋など、自分で持つことが難しい場合には、周りの人へ協力を求める。
- ◆介助が必要な方は、あらかじめ頼んでおいた人、知人と連絡をとる。また、状況により、周りの人に声をかける。
- ◆混乱した人込みに巻き込まれないよう注意する。

交通安全のポイント

歩行者や自転車との接触事故は重大事故につながる可能性が高いため、運転においては歩行者、自転車などには特に注意する必要があります。そこで今回は、道路交通法に定められている歩行者や自転車などの交通弱者を保護するためのルールを確認しましょう。

横断歩道のない交差点やその付近を通過するとき

交差点や交差点近くで横断歩道が設けられていない場所を歩行者が横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはいけません(道路交通法第38条の2)。



歩道や路側帯を横切るとき

道路に面した駐車場などに入り出すため、歩道や路側帯を横切るときは、たとえ歩行者がいなくても、歩道等の手前で一時停止をしなければいけません。もちろん、歩行者がいるときはその通行を妨げてはいけません(道路交通法第17条第2項)。



めかすみや水たまりを通過するとき

めかすみや水たまりを通るときは徐行するなどして、歩行者に水はねなどの迷惑をかけないようにしなくてはなりません(道路交通法第71条第1号)。

横断歩道や自転車横断帯に近づいたとき

車で横断歩道や自転車横断帯に接近したときは、次のような運転をしなければいけません(道路交通法第38条第1項)。

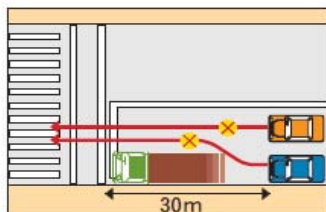
- ①横断する歩行者や自転車がないことが明らかなきときは、そのまま進むことができます。
- ②横断する歩行者や自転車がいないか明らかでないときは、横断歩道等の手前(停止線がある場合は停止線の手前)で停止できる速度に落として進まなくてはなりません。
- ③歩行者や自転車が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道等の手前(停止線がある場合は停止線の手前)で一時停止をして道を譲らなければいけません。



また、交通整理の行われていない横断歩道や自転車横断帯(青信号の交差点を右左折するときの右左折先の横断歩道等も含む)を通過するとき、横断歩道等の手前に車などが止まっている場合は、その車などの前方に出る前に一時停止しなくてはなりません(道路交通法第38条第2項)。

横断歩道、自転車横断帯手前での追い越し、追い抜きの禁止

横断歩道や自転車横断帯またはその手前30メートル以内では車(自転車などの軽車両を除く)を追い越したり、追い抜いてはいけません(道路交通法第30条第3号、第38条第3項)(下図)。



歩行者のそばを通過するとき

歩道や車道の区別がない道路を走行するときは、歩行者との間に安全な間隔をあげなければいけません。また、それが無理な場合は徐行しなければいけません(道路交通法第18条第2項)。安全な間隔については特に決まりはありませんが、不意に歩行者が横断を始めるような場合でも歩行者の安全が図られるに十分な間隔をあげておくのがよいでしょう。歩行者には、身体障害者用の車椅子(電動車椅子を含む)、小児用の車、歩行補助車のほか、二輪車(側車付きのものや他の車両を牽引しているものは除く)や自転車を押して歩く者などが含まれます。なお、自転車も歩行者に対する場合と同様な注意が必要です。

高齢者や監護者なしの幼児などのそばを通過するとき

「身体障害者用の車椅子で通行する人」「盲導犬を連れた人」「監護者が付き添わない児童、幼児」「高齢者」などが歩行しているときは、一時停止や徐行をして通行を妨げないようにしなくてはなりません(道路交通法第71条第2号、第71条第2号の2)。

停止中の通園バスなどのそばを通過するとき

児童や幼児などを乗り降りさせるために停止している通学、通園バスのそばを通過するときは、徐行して安全を確かめなくてはなりません(道路交通法第71条第2号の3)。

また、歩行者がいる安全地帯のそばを通過するときは、徐行しなければいけません(道路交通法第71条第3号)。



運転にさいしては、これらの交通ルールを守るとともに、誰もが安心して道路を利用できるよう安全な運転を心がけましょう。

【 取扱代理店 】

【 住 所 】

TEL :

FAX :